

# 令和7年1月1日 施行

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第七十号）

府省令

Law RevisionID:332M50004000012\_20250101\_506M60000800070

昭和三十二年建設省令第十二号

## 宅地建物取引業法施行規則

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四条第一項、同条第二項、第八条の二第一項、第十二条の五第二項及び第十九条の規定に基き、並びに同法を実施するため、宅地建物取引業法施行規則を次のように定める。

### （指定流通機構への登録事項）

**第十五条の十一** 法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 当該宅地又は建物に係る都市計画法その他の法令に基づく制限で主要なもの
- 当該宅地又は建物の取引の申込みの受付に関する状況
- 当該専任媒介契約が宅地又は建物の交換の契約に係るものである場合にあつては、当該宅地又は建物の評価額
- 当該専任媒介契約が専属専任媒介契約である場合にあつては、その旨

### 附 則 抄

#### （施行期日）

- この省令は、昭和三十二年八月一日から施行する。

#### （旧省令の廃止）

- 宅地建物取引業法施行規則（昭和二十七年建設省令第十八号）は、廃止する。

#### 別記

#### 様式第一号（第一条関係）

#### 様式第二号（第一条の二関係）

#### 様式第三号（第四条関係）

#### 様式第三号の二（第四条の二関係）